

事業者排出量削減計画書 新規・変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	東京都千代田区二番町8-8					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎					
事業者の主たる業種	小売業(コンビニエンスストア)					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	店舗(FC店・自営店)の使用エネルギー(原単位=年間1店舗1㎡当り)の効率改善による使用電力量の削減、及び地区事務所の温暖化防止の啓発による温暖化ガス量の削減を行う。					
推進体制	各部門長をメンバーとする環境対策プロジェクト会議に基き、環境対策の進捗確認と環境負荷の低減を図る。また、加盟店に対してもさまざまな機会を通じて環境への取り組みの情報発信と徹底を図る。					
	環境マネジメントシステム名称	独自マネジメントシステム導入				
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	店舗(照明・冷凍冷蔵設備・空調)及び営業用車両	・店舗設備を中心とした省エネ化の推進(新店及び改装店舗) ・営業車両の低排出ガス車への入替え(リースアップ後順次)等			
	平成21年度					
平成22年度						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (平成22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	9,716 t	11,915 t	22.6 %		
	A 事業所等排出区分	133 t	156 t	17.3 %		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 9,849 t	*2 12,071 t	22.6 %		
	目標設定の考え方	・新規出店による事業所数の増加が避けられないが、省エネ性能の高い店舗設備の導入により、原単位当たりの温室効果ガスの低減に積極的に取り組む。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	店舗	二酸化炭素換算 店舗面積(kg-CO2/㎡・年)	349.0	347.5	-0.4 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	・店舗面積㎡当たりの排出量削減に取り組む。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等	(二酸化炭素換算)			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
削減量等合計			*3 0 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)		
		*1 9,849 t	(19)-(23) 12071 t	22.6 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・温室効果ガス排出権付きエコバッグの販売 ・環境省呼びかけによるライトダウン・キャンペーンへの参加 ・セブン-イレブンみどりの基金を通じた、環境市民団体への助成活動 ・京都都心部グリーン配送への協力					
特記事項	・CSRレポート・HP等を通じた情報発信 ・「セブン-イレブンデー全国一斉清掃活動」として年2回清掃活動を継続実施。					

注 1 該当する欄には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○C工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。